

関係各位：

2021年10月1日

経営支援NPOクラブ事務局長

緊急事態宣言解除後のNPOクラブ事務所(神田)運営等について

9月30日に緊急事態宣言およびまん延等防止措置が解除されましたが、東京都は段階的な緩和措置を取りつつも慎重な姿勢を崩していません。

また、冬場に向かって感染拡大の懸念も残されています。

この状況下高齢者組織としては、今後共、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛し感染防止を第一義としつつ、事務所の運営については、週5日OPENを継続いたしますので、ご連絡致します。

1. NPOクラブ事務所：週5日OPENとする。

開所時間はラッシュアワーを避け、
10時30分～16時00分とする。

・やむをえない事情により事務所を利用する場合は
少人数単位とし、電話・メール等による事務局への
事前連絡の厳守をお願い致します。
連絡なき場合は入所をご遠慮いただくこともあります
ので、宜しくご了解ください。

2. 大人数会議：理事会、業務推進委員会、各グループ定例会、研究会等については原則Web会議とする。

3. 内外少人数会議：Web会議を原則としますが、必要な場合は、内部、外部との少人数のリアルでの会議・企業訪問等は可能とします。
企画委員会へのコロナ対策申請書提出は不要です。

4. 外部との折衝：極力リアル接触を避け、電話・Web等での折衝を原則とします。

以上